破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１０１２号
福岡市中央区渡辺通５丁目６番18―301号
破産者　合屋富士夫
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２８５号
福岡市東区原田２丁目23番27―205号
破産者　梅山　千代
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３８０号
福岡県春日市上白水５丁目27番地　春日パークマンション302号
破産者　渡邉　和也
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８号
長崎県五島市大荒町1763番地、住民票上の前住所佐賀県鳥栖市本鳥栖町1508番地12
破産者　亀川ハルエ
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所五島支部

平成２８年（フ）第４６２号
仙台市泉区実沢字中山北100番地の３　カメリア・ヒルズ中山台501、従前の住所仙台市泉区住吉台東５丁目15番地の３
破産者　平田　　稔
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１１０号
宮城県栗原市築館字上宮野屋敷前36番地
破産者　佐藤　孝則
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第３７号
新潟県三条市嘉坪川２丁目７番13号
破産者　山本　康博
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第８８号
富山県高岡市戸出市野瀬598番地
破産者　池田　利男
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第１１０号
富山県砺波市太郎丸470番地
破産者　川合　友信
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第４４号
静岡県富士宮市大岩223番地の11コーポラス時田Ｃ201号、破産手続開始時の住所静岡県富士市厚原1966番地の１
破産者　早坂千賀夫
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１７１９号
名古屋市港区船頭場１丁目107番地　スペクトル船頭場901号
破産者　青木　宏樹
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３４４号
愛知県尾張旭市向町３丁目10番地６　プリムラ103
破産者　岩島　尚久
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成１８年（フ）第１０４５０号
京都府京都市北区小山東大野町90番地６、開始決定時の住所京都府京都市北区小山元町50番地１プリモローズ505号室
破産者　崔貴一こと高山季法こと　高山　貴一
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０３３号
大阪府豊中市豊南町西２丁目15番10号、開始決定時大阪府豊中市大島町２丁目４番５―305号
破産者　川本　佳宏
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４９号
神戸市須磨区大田町４丁目１番５―802号
破産者　上野賀良子
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２号
鳥取県西伯郡大山町御来屋81番地１、旧住所鳥取県米子市旗ヶ崎８丁目13番６号
破産者　小原　晃二
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部